

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和7年2月27日
北陸信越運輸局

評価対象事業名:地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

協議会名	①補助対象事業者等	②事業概要	協議会における事業評価結果				地方運輸局等における二次評価結果
			③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点	評価結果
胎内市地域公共交通協議会	株式会社中条タクシー	中条築地(R6.3.31まで)	乗合自動車「のれんす号」の利便性を確保するため、令和6年4月からこれまで中心市街地行きと郊外行きの便で異なっていた時刻表を統一し、利用可能な時間の間隔を短縮するとともに、中条・築地エリア、乙エリア、黒川エリアの3つに分かれていたエリアを1エリアに統合して、エリアを跨ぐ移動を乗継不要で市内各エリアの移動を可能とするなど運行形態の見直しを図った。	A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B	協議会における事業評価結果の③及び④については自己評価のとおりである。 なお、⑤の目標・効果達成状況については、ここに掲げられた利用者数に関する目標のみならず、地域公共交通計画別紙に掲げる収支率及び財政負担額に関する目標の達成状況等についても分析し、これを明らかにするとともに、さらなる実績向上に向けて具体策及びその具体化について改めて検討し、これを⑥の事業の今後の改善点に反映するよう期待する。その上で、具体的な改善策の実施について地域一体となって適切に進めていくとともに、今後も適切な検証を行い、地域公共交通の持続性向上や利用促進が図られるよう期待する。
胎内市地域公共交通協議会	株式会社中条タクシー	乙(土日祝日)(R6.3.31まで)		A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B	
胎内市地域公共交通協議会	株式会社中条タクシー	黒川(R6.3.31まで)		A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B	
胎内市地域公共交通協議会	株式会社中条タクシー	奥胎内エリアを除く市内(R6.4.1より)		A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B	
胎内市地域公共交通協議会	藤観光タクシー株式会社	乙(平日)(R6.3.31まで)		A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B	
胎内市地域公共交通協議会	藤観光タクシー株式会社	奥胎内エリアを除く市内(R6.4.1より)		A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B	
事業の目標:1日当たりの平均利用者数 155人 前年度(R4.10~R5.9)から延べ利用者数は1,459人減少の50,178人、平均利用者数は4.04人減少の139.0人であった。						利用者はコロナ禍前の令和3年度(R2.9~R3.10)を底に増加傾向にあったが、令和6年度(R5.10~R6.9)は、一転して前年度より僅かに減少した。 今後は減少要因を分析しつつ、利用者ニーズの把握や認知度向上に努め、利用の促進につなげていく。	